

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

第二十四回通常国会

第三次鳩山(一郎)内閣

改正 昭和三三年四月一〇日法律第五六号

同三五年六月三〇日同第一一三号

同三六年六月一六日同第一四一号

同三七年五月一五日同第一三三号

同三八年六月八日同第九九号

同三九年七月一日同第一六九号

同五六年十一月二〇日同第九二号

同六三年五月三十一日同第七〇号

平成三年五月二一日同第七九号

同六年六月二九日同第四九号

同一〇年五月八日同第五四号

同一〇年六月一二日同第一〇一号

同一一年七月一六日同第八七号

同一一年七月二二日同第一〇七号

同一一年一二月八日同第一五一号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一三年三月三十一日同第二二号

同一三年七月一一日同第一〇四号

同一四年三月三〇日同第四号

同一四年六月一二日同第六三号

同一五年七月一六日同第一一七号

同一六年五月二一日同第四九号

同一六年六月九日同第八四号

同一六年六月九日同第八五号

同一六年六月九日同第九一号

同一八年六月二一日同第八〇号

同一九年五月二三日同第五三号
同一九年六月二七日同第九七号
同一九年六月二七日同第九八号
同二三年四月二二日同第一九号
同二三年五月二日同第三五号
同二三年五月二日同第三七号
同二四年八月二二日同第六七号
同二四年九月五日同第七二号
同二五年六月一四日同第四四号
同二六年五月一四日同第三四号
(同二六年 六月二〇日同 第 七六号)
同二六年六月四日同第五一号
同二六年六月一三日同第六九号
同二六年六月二〇日同第七六号
同二七年六月二四日同第四六号
同二七年七月一五日同第五六号
同二八年十一月二八日同第八七号
同二九年三月三十一日同第五号
同二九年五月一七日同第二九号
同三〇年六月八日同第四二号
令和元年六月七日同第二六号
同元年六月一四日同第三七号
同二年三月三十一日同第一一号
同四年五月一八日同第四〇号
同四年六月一七日同第六八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律をここに公布する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第一条の四)

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議(第二条—第十六条)

第二節 事務局(第十七条—第二十条)

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限(第二十一条—第二十九条)

第四章 教育機関

第一節 通則(第三十条—第三十六条)

第二節 市町村立学校の教職員(第三十七条—第四十七条の三)

第三節 共同学校事務室(第四十七条の四)

第四節 学校運営協議会(第四十七条の五)

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等(第四十八条—第五十五条の二)

第六章 雑則(第五十六条—第六十三条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(平一九法九七・追加)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(平二六法七六・追加)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(平二六法七六・追加)

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

(平二六法七六・改称)

(設置)